

広島県告示第千二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十四年一月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十三年十二月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次高野線

三 道路の区域

区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧	新	旧			
庄原市口和町大月字大佐古六六三番一地从先から 庄原市口和町大月字原畑六四五番一地从先まで		一一・八〇〇 二三・九〇〇	七・一〇〇 一四・五〇〇	二五三・七〇	二五四・二〇	拡幅 畷道庄原作 木線と重複
庄原市口和町大月字上岡四〇三番一地从先から 庄原市口和町大月字上岡三六一番一地从先まで		一五・六〇〇 二二・一〇〇	四一・〇〇〇 四三・四〇〇	六一・〇〇	六一・〇〇	拡幅

一 道路の種類

県道

二 路線名

庄原作木線

三 道路の区域

庄原市口和町大月字原畑六四五番一地从先から 庄原市口和町大月字大佐古六六三番一地从先まで		区	間
新	旧	新旧 の別	
一一・八〇 一三・九〇	七・一〇 一四・五〇	敷地の幅員 (メートル)	
一五三・七〇	二五四・二〇	延長 (メートル)	
拡張 県道二次高 野線と重複		備	考